

# 糸魚川市放課後児童クラブ室のしおり

## 1 開設室

室名	場所	専用電話
能生児童クラブ室	能生小学校内	080-8726-6911
下早川児童クラブ室	下早川小学校内	080-1121-7936
大和川児童クラブ室	大和川小学校内	025-553-2221
西海児童クラブ室	西海小学校内	090-7849-8963
糸魚川東児童クラブ室	糸魚川東小学校内	025-552-3515
糸魚川児童クラブ室	糸魚川小学校内	025-553-0369
大野児童クラブ室	大野小学校内	090-8872-3510
田沢児童クラブ室	田沢地区公民館内	090-5435-8571
青海児童クラブ室	青海小学校内	090-7835-6076

※各室とも電話対応できるのは開設時間中のみです。留守番電話機能があります。

## 2 開室日、開室時間

### ・開室日

次に掲げる日を除く月曜日から土曜日まで開室する。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日

イ 12月29日から翌年1月3日までの日

### ・開室時間

ア 月曜日～金曜日 授業終了後から午後6時00分まで

イ 土曜日、長期休業日及び振替休業日

午前8時00分から午後6時00分まで

ウ 学校臨時休業日 開室準備完了後から午後6時00分まで

※ 延長の利用希望がある場合は、午後6時30分まで利用が可能（100円/回）。

※ 上記イで、早朝の利用希望がある場合は、午前7時30分から利用が可能（100円/回）。

※ 学校臨時休業日の開室時間については、各クラブによって異なる場合があります。

開室時間については、クラブから連絡します。

## 3 利用料金

・児童1人につき、月額6,000円（月の利用日数が9日までは日額600円）

ただし、8月のみ月額8,000円（月の利用日数が9日までは日額800円）

・利用月の翌月末が納期限となります。

・口座振替または納入通知書により納付をお願いします。口座振替ご希望の方は、金融機関に「糸魚川市税等預（貯）金口座振替依頼書」を提出してください。

※兄弟姉妹が既にクラブ室を利用中の場合で、口座振替の手続きがお済みであれば、第2子以降の口座振替手続きは必要ありません。毎月、兄弟姉妹分を合算して口座振替します。

### 【口座振替の取扱金融機関】

第四北越銀行、大光銀行、富山第一銀行、糸魚川信用組合、上越信用金庫、新井信用金庫、新潟県労働金庫、えちご上越農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行

## 4 児童クラブ専用アプリの登録について

- ・児童クラブ室の出欠連絡や必要な連絡事項の配信については、専用アプリ「ハグノート」で行っています。新規利用者は、面接時にアプリのご説明をしますので、その後アプリ登録をお願いします。
- ・利用予定の入力は、保護者が責任を持って忘れずに入力をお願いします。

## 5 非常時の臨時閉室について

次のいずれかに該当又は該当する可能性が高く、児童や保護者の通室等が困難又は施設の不具合で利用する児童の安全が確保できないと判断した場合は、臨時閉室します。

- (1) 警戒レベル4以上の避難情報（避難指示）が発令されたとき
- (2) 気象庁から特別警報が発令され、河川氾濫・土砂災害・大雪等で主要道路の通行止め等がなされるとき
- (3) 施設自体に損壊がある、又は暖房・電気・給水等のライフラインが使用できないとき
- (4) 上記(1)から(3)のほか、施設及び施設周辺の安全が確保できないとき
- (5) 新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染拡大防止のため、学校が臨時休業となったとき。ただし、学年閉鎖及び学級閉鎖の場合は以下の基準とする。  
ア 学年閉鎖 開室 当該閉鎖学年の児童は、感染の有無に関わらず利用できない。  
イ 学級閉鎖 開室 当該閉鎖学級の児童は、感染の有無に関わらず利用できない。

## 6 児童クラブ室の利用上のお願い

### ①児童クラブの利用内容に関して変更が生じた場合

- ・学校の学級担任には、クラブ室在籍の旨を連絡してください（中止時も同様です）。
- ・家庭構成や勤務先、緊急連絡先等に変更が生じた場合、クラブ室へお知らせください。  
※必要に応じて、必要書類の提出を求めています。
- ・クラブ室の利用を止める場合、中止届を提出してください。

### ②出欠連絡について

- ・毎月25日までに、翌月の利用予定をアプリに入力してください。一時利用、長期休業中の利用者も同様です。
- ・利用予定表提出後の利用変更は、アプリの入力締切時刻までに必ず入力してください。  
※利用予定表の提出内容により、利用者がいない日は休室となります。  
※利用予定表により支援員の勤務体制を組むため、可能な限り正確な記入をお願いします。

### ③児童の送迎

- ・児童の帰宅は保護者の迎えが原則です。また、土曜日や長期休業中など自宅からクラブに通所する場合も保護者の送迎が原則です（高校生までの兄弟姉妹の送迎は認められません）。
- ・クラブでの児童の引き渡しは、必ず保護者と支援員が対面し、行ってください。  
※駐車場で児童だけを降ろして児童クラブへ来ることはおやめください。
- ・迎えに来る人が普段と違う場合、必ずその旨を保護者が児童クラブへ連絡してください。
- ・お子様は保護者の迎えを待っていますので、仕事を終えたら、迎えを優先してください。

### ④室内のルール

- ・クラブでおやつを出すため、アレルギーで食事制限等がある場合、必ずお知らせください。
- ・支援員による児童への薬（目薬含む）の投与、管理はできません。
- ・児童が病気等で服薬中の場合は、その旨を支援員へお知らせください。
- ・クラブに不必要な物は持たせないでください。※全ての持ち物に名前をご記入願います。
- ・学校給食のない日は、必ず弁当を持たせてください。
- ・クラブは保育の場です。自宅帰宅後、宿題の確認は保護者が行ってください。

## ⑤利用制限

- ・支援員の話を受けない、他人への迷惑行為等でクラブの運営管理に著しく支障がある場合や利用料金に未納が生じた場合、利用を制限することがあります。
- ・クラブは異学年との集団生活です。集団生活上、児童の必要とする支援の度合いによっては、利用をお断りすることがあります。

## 7 緊急時の連絡について

保育中の怪我・病気等の発生、台風災害時で帰宅時間に危険が予測される時は、状況に応じて保護者に連絡し、迎えに来ていただく場合があります。ご自宅や携帯電話等につながらない場合、勤務先へ電話することもあります。

## 8 保険について

クラブ内で起きたケガ等の場合、保険会社から医療費の一部が支払われます。